

かがわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

1 計画策定の趣旨

計画の対象は、「困難な問題を抱える女性」及び「配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者（性別を問わない）」であり、総称して「困難な問題を抱える女性等」という。困難な問題を抱える女性等の福祉の増進及び自立や配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる困難な問題を抱える女性等に対して効果的に機能することを目指す。

困難な問題を抱える女性とは

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の第2条において、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定。

2 計画の性格と位置づけ

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

4 基本理念と基本方針

【基本理念】

困難な問題を抱える女性等がそれぞれの意思を尊重され、必要に応じた支援を受けながら、安心かつ自立して暮らせる社会の実現

【基本方針1】 困難な問題を抱える女性等を地域で支える意識の醸成

- (1) 広報・啓発活動、教育の推進
- (2) 困難な問題を抱える女性等の早期発見と通報体制の充実

【基本方針2】 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり

- (3) 子ども女性相談センターの機能強化
- (4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化
- (5) 外国人、障害者、高齢者への配慮
- (6) 困難な問題を抱える女性等の苦情への適切な対応
- (7) 加害者への適切な対応

【基本方針3】 安心・安全な保護を受けられる体制づくり

- (8) 緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化
- (9) 一時保護所、女性自立支援施設の機能の充実

【基本方針4】 困難な問題を抱える女性等の自立を支える体制づくり

- (10) 困難な問題を抱える女性等の自立を支援する環境整備
- (11) 同伴児童に対する支援の充実
- (12) 民間団体との連携強化と支援

- ・ 情報提供と支援
- ・ 心理的ケアの充実
- ・ 住宅の確保に向けた支援
- ・ 就業への支援
- ・ 生活への支援
- ・ アフターケア
- ・ 保護命令制度に関する情報提供
- ・ 保護命令の通知を受けた場合の対応

5 基本目標（数値目標）

- ・ 普及啓発・デートDV出前講座等で講師派遣を実施した回数
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センターの参画数
- ・ 県における支援調整会議（実務者会議）の開催
- ・ 県における支援調整会議（個別ケース検討会議）の開催
- ・ 女性相談関係者などに対する資質向上研修の開催及び講師派遣等の回数
- ・ 支援調整会議への民間団体の参加
- ・ 民間団体との協働（事業委託）

